

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

栃木県地域づくり担い手育成事業業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和7(2025)年度栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) 委員が行った採点の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員ごとに提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和7(2025)年度の事業において適用する。

(別表 1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域づくり支援担当 (グループリーダー)	
		地域振興・とちぎ暮らし推進担当 (グループリーダー)	
生活文化 スポーツ部	県民協働推進課	協働・多文化共生室 室長	

(別表２ 審査項目)

区分			評価項目	配点
1	組織体制及び 類似事業実績	(1)	業務が円滑に進められる人員体制か 過去の実績から事業の成功を予見する組織と認められるか	10
2	地域づくり インターンシップ 事業	(1)	社会背景や本県の現状の捉え方が適確な企画内容か	10
		(2)	当該業務委託仕様書が求める企画内容となっているか	10
		(3)	一人一人の参加者が参加団体と継続的につながるための工夫がなされているか	10
		(4)	参加者及び参加団体に対するフォローアップは効果的な内容が提案されているか	10
		(5)	「地域づくり全国研修交流会栃木大会」との連携について、効果的な内容が提案されているか	10
3	地域づくり スキルアップ事業	(1)	効果的かつ具体的な内容が提案されているか	10
		(2)	実施回数及び実施方法は適切か	5
4	独自提案 (企画内容)	(1)	効果的かつ具体的な内容が提案されているか	10
5	事業実施にあたっての実現性・ 計画性	(1)	事業内容やスケジュールなどが明示された、具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。	10
6	経費の積算	(1)	積算が予算の範囲内であり、内容が妥当か	5
合 計				100